

滋賀県地震被害想定調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

滋賀県地震被害想定調査業務

(2) 業務内容

別紙：滋賀県地震被害想定調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年7月30日まで

(4) 業務の目的

本業務は、県域の最新の知見や地理空間情報技術等を反映・利用して県域の地盤構造モデルを更新再構築するとともに、県域で起こりうる地震動ならびに被害の推計を総合的に実施する。また、この結果を基に、建物・施設・人的被害の具体的な想定を実施するとともに、近年の地震災害で顕在化した課題や教訓、社会条件の変化等を受けた地震防災計画の見直し、県民の自助・共助による地域防災力の向上等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 予定価格

134,596,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）とする。

なお、各年度の委託費の上限は下記のとおりとし、これらを超える見積額の提案は失格とする。

令和7年度 24,585,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

令和8年度 99,352,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

令和9年度 10,659,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

3 参加者

公募による。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」

中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告による公募型プロポーザル手続に間に合わないことがある。

5 説明会の開催

説明会は開催しない。

6 企画提案書等に関する質問および回答の方法

(1) 受付期限

令和7年(2025年)11月11日(火)12時まで

(2) 質問方法

別添様式1の「滋賀県地震被害想定調査業務に係る質問票」により、電子メールまたはFAXにて受け付ける。

- ・メールの場合は、標題に「【滋賀県地震被害想定調査業務質問：事業者名〇〇〇】」と記載すること。
- ・電話または口頭による質問は受け付けない。
- ・質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

滋賀県 知事公室 防災危機管理局

防災対策室 災害対策係 TEL：077-528-3438 FAX：077-528-6037

(3) 質問受付窓口

「13 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(4) 質問に対する回答方法

期間中に提出されたすべての質問を取りまとめて、令和7年(2025年)11月13日(木)17時を目途に滋賀県ホームページ(滋賀県>県民の方>防災・危機管理>総合防災>お知らせ・注意 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/>)に掲載する。

7 提出書類

本公募型プロポーザルに申込みを行う者は、次の(1)～(6)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。1者につき1提案とする。なお、副本には企業名やロゴマーク等の企業名を特定できる情報は記載しないこと。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 正1部

別添(様式2)により提出すること。

(2) 企画提案書 5部(正1部 副4部)

- ア 企画提案書の形式は、A4サイズ(任意様式、縦書き・横書きは不問)とする。
- イ 企画提案書は表紙・目次を除き、記載項目内容を含めて15ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の内容は高度な専門的知識がない者でも理解できるわかりやすい表現とすること。
- エ 企画提案書は次の内容を記載すること。

- ・企画内容の骨子
- ・各業務を実施するにあたっての基本的な考え方、調査検討の目的・対象・手法、合理的・客観的根拠、具体的な内容(アウトプットイメージ)等を記載
- ・仕様書に記載している条件を満たし、かつ、本業務の目的を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とするとともに、(別表)に掲げる評価の観点等を参考として作成すること。
- ・業務スケジュール

(3) 業務の実施体制 5部(正1部 副4部)

- ・業務全体の責任者および主担当者、スタッフなど、業務従事者の実施体制を記載すること。

(所属団体名、氏名、役職、担当業務および役割を記載すること)

- ・ 下記に該当する者を配置する場合、その資格証明書の写しを1部添付すること。ただし、提案者と直接の雇用関係にある者に限る。

①技術士法に基づく「技術士」

(総合技術監理部門(応用理学-地球物理および地球化学) または応用理学部門(地球物理及び地球化学)に限る)

②GIS資格認定協会が認定する「GIS上級技術者」

(4) 見積価格に関する書類 5部(正1部 副4部)

- ・ 業務着手から報告書提出まですべてに要する経費とその内訳金額を明記すること。消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(5) 類似業務実績に関する書類(該当する場合) 5部(正1部 副4部)

- ・ 手続き開始の公告日の前日から起算して5年間(手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る)において、都道府県の発注による、地震被害想定調査業務に関する企業の受託実績について、証拠としてTECRISもしくは契約書等の写し等を1部提出すること。5件を上限とする。

(6) 社会政策推進関係資料(該当する場合) 各1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合は、同登録証(県発行)の写し、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は同認定通知書(労働局発行)の写し

イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関する取組のうち、次のいずれかの写し

- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合は障害者雇用状況報告書の写し
- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書
- ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は、同認定通知(県発行)の写し
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し

エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証通知の写し、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し

オ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、同認定証等の写し

- ① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
- ② 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
- ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年(2025年)11月17日(月)17時(必着)

(2) 提出先

「13 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(3) 提出方法

「13 提出先・問い合わせ先」に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

- ・ 持参の場合は、土・日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。
- ・ 郵送の場合は、企画提案書等を郵送した旨を電話で連絡すること。

9 審査および契約予定者決定方法

(1) 審査概要

ア 審査方法

審査会は滋賀県防災危機管理局および関係課において、3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等および応募者によるプレゼンテーションの内容をもとに、別表に示す評価項目および評価点によってその内容を総合的に審査するものとする。

イ 評価項目および評価点

別表の項目について絶対評価で点数を付ける。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の1の各号に掲げる項目に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ1点ずつを各委員の審査点数に加算する。

(2) 審査会

- ・ 開催日時は令和7年（2025年）11月25日（火）の午後を予定しているが、プレゼンテーションの詳細な開催時刻、実施場所については、企画提案書の受付後に別途応募者に対して通知する。
- ・ 応募者毎の実施時間は30分を標準とし、応募者による20分間の説明後、10分間の質疑応答を行うものとする。
- ・ プレゼンテーションは提出された企画提案書を用いて説明することとし、追加資料は受理しない。またプロジェクタによる投影も行わない。

(3) 契約予定者の決定

上記審査会において、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定するが、総合点が最も高い者が複数あった場合は、最も見積価格が低い者を契約予定者とする。ただし、総合点が満点の6割に満たない場合は、契約予定者としな

(4) 審査結果の通知

審査結果については、提案者全員に対して書面で通知する。

(5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

(6) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

(7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

(8) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面（任意の様式）により「13 提出先・問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

10 スケジュール

企画提案書受付開始	令和 7 年10月30日（木）
質問受付締切	令和 7 年11月11日（火）12時まで
企画提案書受付締切	令和 7 年11月17日（月）17時まで
審査会・プレゼンテーション	令和 7 年11月25日（火）（予定）
契約締結	令和 7 年12月 1 日（月）（予定）

11 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- （1）提出期限に遅れた場合
- （2）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- （3）企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- （4）企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- （5）その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- （1）提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- （2）提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- （3）この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- （4）委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- （5）採用した場合でも、協議の上、その内容を変更することがある。
- （6）当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、委託料が支払われたときをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また著作者は成果物にかかる著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。

13 提出先・問い合わせ先

滋賀県 知事公室 防災危機管理局 防災対策室 災害対策係（担当：岡本・福永）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL:077-528-3438 / FAX:077-528-6037 / メールアドレス: as0004@pref.shiga.lg.jp

(別表)

番号	評価項目	評価の観点等	配点	重みづけ 倍率
①	企画提案力	水害との複合災害も含め、地震被害が発生した場合に、建物被害、人的被害、その他施設被害等の定量的な被害想定をするための手法について、具体的かつ効果的な提案がされているか。	20	1/3/5 (×4)
		地震防災対策上の課題を抽出するために実施する、地震防災対策に必要な項目に関する需要と供給の定量評価などの分析に関する手法と、この抽出した課題に対して、滋賀県の地域特性等を踏まえた重点施策を整理する手法について、具体的に示されているか。	20	1/3/5 (×4)
		地震が発生した際にどのような状況に陥るかを県民に理解してもらえよう、映像等の活用により視覚的に県民に啓発できる資料について、具体的な成果イメージが提示されているか。	10	1/3/5 (×2)
②	業務受託実績	手続き開始の公告日の前日から起算して5年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）において、都道府県発注の地震被害想定業務に関する受託実績があるか。	10	1/3/5 (×2)
③	業務実施体制	本業務を適切に実施できる体制・人員配置となっているか。 ・7（3）に掲げる①および②の資格保有者がいるか。	10	1/3/5 (×2)
④	業務実施方針・調査スケジュール計画	本業務を適切に実施できるスケジュールとなっているか。 ・業務目的および仕様書の理解度 ・業務の実施方針、手順、スケジュール計画（工程表）	10	1/3/5 (×2)
⑤	経済性	見積価格は適正であるか 予定価格の80%未満 …10点 予定価格の80%以上85%未満 …8点 予定価格の85%以上90%未満 …6点 予定価格の90%以上95%未満 …4点 予定価格の95%以上 …2点	10	1/2/3/4/5 (×2)
⑥	取組姿勢・説明能力	・企画提案書全般に関する出来映え、表現方法、ヒアリングにおける対話力・技術的説明能力が優れているか。	4	2/4 (×1)
小 計			94	
⑦	社会政策推進への対応	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1	-
⑧	社会政策推進への対応	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1	-
⑨	社会政策推進への対応	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。	1	-

		①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		
⑩	社会政策推進への対応	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1	-
⑪	社会政策推進への対応	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1	-
⑫	県内事業者推進	県内に本店を有する事業者であるか。 県内に本店を有する 1 点 県内に本店を有しない 0 点	1	-
小 計			6	
合 計			100	